

西海市競争入札の落札数制限に係る基準の取り扱いについて

市内業者の受注機会の拡大と均等化及び公共工事等の品質確保を図るため、令和2年5月1日以後に入札会を開催する競争入札から落札数制限に係る基準の取り扱いを次のとおり見直します。

落札数制限とは、市が発注する入札案件の落札以後に開札する入札において、同一事業者が一定期間、複数の入札案件を請け負うことを制限することをいいます。

●制限期間

市内業者（市内に本店等主たる事業所を置く業者） 1日間

※現在の同日落札退席の取り扱いと同様。

その他の業者 1月間

●対象とする入札

予定価格130万円を超える入札

次のような入札については基本的に対象外とします。

- ① 災害復旧工事
- ② 不落を理由とした再入札
- ③ 1者随意契約に伴う見積入札
- ④ 共同企業体による入札
- ⑤ その他、対象とすることが適当でない入札

●落札数制限の方法

落札数制限方式を設定するときは、入札公告又は入札執行通知書においてあらかじめ周知させていただきます。

落札数制限の適用を受けた方は、落札した入札以後は、入札会場から退席、または入札に参加しないで下さい。

落札数制限の適用を受けた方は、落札した入札以後の入札について、辞退届の提出は必要としません。

落札数制限の適用を受けた方は、落札した入札以後に行う、落札数制限方式を設定された入札に、一定期間、参加する資格を有しないものとします。

落札数制限のイメージ図

(例) 市内業者 (市内に本店等主たる事業所を置く業者) 1日間

5月12日 入札会		5月13日 入札会	
1番目の制限 対象入札	落札	1番目の制限 対象入札	有効
2番目の制限 対象入札	無効	2番目の制限 対象入札	有効
3番目の制限 対象入札	無効	3番目の制限 対象入札	有効

市内業者が5月12日の1番目の制限対象入札を落札した場合、同日において、2番目以後の制限対象入札に参加できません。

制限対象入札に参加できるのは、翌日5月13日以後の入札会からとなります。

(例) その他の業者 1月間

5月12日 入札会		5月13日 入札会		6月11日 入札会		6月12日 入札会	
1番目の制限 対象入札	落札	1番目の制限 対象入札	無効	1番目の制限 対象入札	無効	1番目の制限 対象入札	有効
2番目の制限 対象入札	無効	2番目の制限 対象入札	無効	2番目の制限 対象入札	無効	2番目の制限 対象入札	有効
3番目の制限 対象入札	無効	3番目の制限 対象入札	無効	3番目の制限 対象入札	無効	3番目の制限 対象入札	有効

その他の業者が5月12日の1番目の制限対象入札を落札した場合、同日の2番目以後の制限対象入札から、6月11日までの1月間、制限対象入札に参加できません。

制限対象入札に参加できるのは、翌月の落札同日、6月12日以後の入札会からとなります。

月末の制限対象入札において、翌月の同日がない場合は、制限対象入札に参加できるのは、翌々月の初日からとなります。

※ 工事、業務委託、物品等すべての種類の入札について共通に取り扱います。